



資格・職種

法務教官

非行少年を教育し、個性や能力を伸ばして社会復帰を援助する

しごとの内容

非行少年に対し、専門的な指導にもとづいて、社会に対する不適応の原因を取り除き、心身ともに健全な少年として社会復帰できるよう援助したり、少年の資質の鑑別に役立てるための面接や行動観察を行ったりします。

具体的には、少年院では在院する少年の特性や問題性、心身の発達状況に応じ、個別に矯正教育の内容を計画し、健全な思考力や行動規範を身につけさせるための生活指導や職業知識教育、特別活動などに努めます。

一方、少年鑑別所では家庭裁判所から送致されてきた少年に対し、資質の鑑別のための面接や助言を行ったり、少年の身柄の保護や心身の安定を図ったりします。

主な職場

少年院（全国52か所）、少年鑑別所（同52か所）

将来性

少年犯罪に社会の関心が高まるなか、その重要性が増しています。

従事者数

少年院約2,200人、少年鑑別所約800人（2009年4月現在）

勤務形態

国家公務員のため、定時出勤・退勤となります。

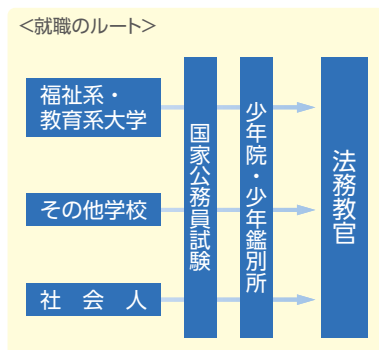


給与水準

公務員給与規定にもとづきますが、勤務が特殊なため、一般の公務員よりも若干高めのようなようです。

就職のルート

公務員試験を受験し、合格して採用候補者名簿に登録され、採用通知を待って少年院、または少年鑑別所できごと就職します。



就職のポイント

国家公務員の総合職試験、または法務省専門職員（人間科学）採用試験法務教官区分に合格するため、公務員試験に必要な一般教養を学習する必要があります。また、関連科目である心理学や教育学、社会福祉学、社会学などを履修しておくとう利です。